

君津市公告第 84 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 46 第 1 項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため所有不動産登記移転等に係る公告申請があり、当該申請について相当と認めましたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

令和 8 年 5 月 26 日

君津市長 石 井 宏 子

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称 中富自治会

区域 君津市中富 37 番地 1 から中富 43 番地、中富 237 番地から中富 577 番地、
8、中富 750 番地 2 及び中富 789 番地 1 までの区域

主たる事務所 君津市中富 415 番地

2 申請不動産に関する事項

土地

地 目	面 積	所 在 地
田	336 m ²	君津市中富字門樋下 491 番
田	892 m ²	君津市中富字門樋下 498 番

表題部所有者又は所有権登記名義人の氏名又は名称

別紙のとおり

3 当該不動産の登記移転等をする事について異議を述べることができる者

(1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

(2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

(3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

(1) 期間 令和 8 年 8 月 27 日まで

(2) 方法 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書に、異議の内容を記載し、申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、君津市長に申し出る。

(別紙)

所在地	地目	面積	氏名又は名称
君津市中富字門樋下 491番	田	336㎡	田村亮輔、斉藤徳太郎 斉藤重治郎、斉藤房吉 斉藤國蔵、斉藤寅蔵 斉藤栄吉、斉藤与吉 斉藤春蔵、斉藤田七 斉藤為吉、斉藤竹ノ一 斉藤弥八、斉藤糸五郎 斉藤元治郎、田村磯吉 斉藤くみ、斉藤兵五郎 斉藤清五郎、斉藤文蔵 斉藤久松、斉藤清太郎 斉藤治三吉、斉藤茂治郎 瀬戸七五郎、瀬戸直吉 瀬戸濱治、瀬戸中蔵 瀬戸寅蔵、斉藤子之杵 斉藤仲治郎、斉藤惣吉 田村銀蔵、田村倉吉 斉藤定吉、瀬戸友吉 斉藤熊太郎、斉藤莊太郎 斉藤治三郎、斉藤長吉 鳥海和吉、斉藤徳松 鳥海惣吉、斉藤仙蔵 斉藤竹松、石川民五郎 石川平治、小西清助 斉藤豊吉、斉藤紋七 斉藤仙治郎、斉藤音吉 斉藤和市、斉藤清吉 斉藤金治郎、斉藤庄七 斉藤吉良兵衛、瀬戸柳蔵 小西源治、斉藤半三郎 松本亀吉、斉藤庄之助

君津市中富字門樋下
498番

田

892 m²

田村亮輔、齊藤徳太郎
齊藤重治郎、齊藤房吉
齊藤國藏、齊藤寅藏
齊藤栄吉、齊藤与吉
齊藤春藏、齊藤田七
齊藤為吉、齊藤竹ノ一
齊藤弥八、齊藤桑五郎
齊藤元治郎、田村磯吉
齊藤くみ、齊藤兵五郎
齊藤清五郎、齊藤文藏
齊藤久松、齊藤清太郎
齊藤治三吉、齊藤茂治郎
瀬戸七五郎、瀬戸直吉
瀬戸濱治、瀬戸中藏
瀬戸寅藏、齊藤子之松
齊藤仲治郎、齊藤惣吉
田村銀藏、田村倉吉
齊藤定吉、瀬戸友吉
齊藤熊太郎、齊藤莊太郎
齊藤治三郎、齊藤長吉
鳥海和吉、齊藤徳松
鳥海惣吉、齊藤仙藏
齊藤竹松、石川民五郎
石川平治、小西清助
齊藤豊吉、齊藤紋七
齊藤仙治郎、齊藤音吉
齊藤和市、齊藤清吉
齊藤金治郎、齊藤庄七
齊藤吉良兵衛、瀬戸柳藏
小西源治、齊藤半三郎